

(4) 港湾荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

平成 9 年 4 月 1 日実施
九州地方港運協会
TEL 321-7231

I 適用範囲 (ただし、門司地区については P 67 から掲載)

この港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金 (船内荷役料金) 又は、港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	785	726
		空	667	616
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,915	1,775
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,477	1,370
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		2,055	1,891
包	袋 物		2,577	2,381
	ボール物		2,506	2,311
装 品	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)	2,859	2,658
		機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	2,055	1,891
		青 果 類	2,106	1,933
		冷凍品・冷蔵品	—	4,206

有 姿 貨 物 撤 貨 物	タイヤ			1,964	1,834				
	巻取紙（内地産）			1,256	1,165				
	木	材	岸壁揚のもの	原木	米 南	国 洋	材	1,450	1,319
					北	洋	材	1,954	1,830
				製			材	1,511	1,381
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			2,256	2,053				
	鋼	材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,893	1,789			
			鋼管（口径 12 インチ以上のもの） コイル		1,610	1,521			
	石材			2,283	2,142				
	小麦 肥料原料 鉍 礫 石（粉）			1,541	1,392				
鉍 礫 石（塊） 特殊鉍 礫 石			2,100	1,932					
砂糖			2,065	1,935					

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コ ン テ ナ	実 入		785	628	
		空		667	533	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,206	965		
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		922	737		
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		1,395	1,115		
包 装 品	袋 物		1,682	1,346		
	べール物		1,663	1,330		
	カ ー ト ケ ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1,712	1,370	
		機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,395	1,115	
		青 果 類		1,477	1,182	
冷凍品・冷蔵品		—	1,821			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,102	881		
	巻 取 紙（内地産）		1,239	991		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1,119	896
				北 洋 材	1,066	853
			製 材		1,110	888
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,737	1,390		
	鋼 材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,431	1,145	
鋼管（口径 12 インチ以上のもの） コイル		1,218	975			
石 材		1,203	962			
撤 貨 物	小 麦 肥 料 原 科		1,274	1,019		
	鉍 礦 石（粉）					
	鉍 礦 石（塊）		1,426	1,141		
	特殊鉍礦石					
砂 糖		1,112	889			

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

4. 分担金等

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内
↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 7 円

- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船内
↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

門司地区に適用される料金の種類及び額（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 \leftrightarrow 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 \leftrightarrow 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 \leftrightarrow 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目		金 額		
		本船内 \leftrightarrow 上屋・野積場内	本船内 \leftrightarrow 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	実 入	785	728	
	空	666	618	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	1,891	1,754	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）	1,481	1,374	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）	2,058	1,895	
包	袋 物	2,582	2,386	
	べール物	2,510	2,316	
装 品	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）	2,851	2,652
		機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）	2,058	1,895
		青 果 類	2,109	1,937
		冷凍品・冷蔵品	—	4,218

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,968	1,840	
	巻 取 紙 (内地産)			1,259	1,169	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1,400	1,274
				北 洋 材	1,959	1,834
			製	材	1,513	1,384
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,614	1,526	
	石 材			2,290	2,150	
	撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍 礦 石 (粉)		1,494	1,356	
鉍 礦 石 (塊) 特 殊 鉍 礦 石		2,103	1,937			
砂 糖		2,070	1,941			

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,182	945		
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		918	735		
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		1,388	1,110		
包 装 品	袋 物			1,674	1,339	
	ベール物			1,655	1,323	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1,698	1,359	
		機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,388	1,110	
		青 果 類		1,470	1,177	
冷凍品・冷蔵品		—	1,812			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,097	878	
	巻 取 紙（内地産）			1,234	987	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,082	866
				南 洋 材		
			製 材		北 洋 材	1,061
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,729	1,383	
	鋼 材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,425	1,140	
鋼管（口径 12 インチ以上のもの） コイル		1,212	970			
石 材			1,197	958		
撤 貨 物	小 麦		1,190	952		
	肥 料 原 科					
	鉍 礦 石（粉）		1,420	1,136		
	鉍 礦 石（塊）					
特殊鉍 礦 石		1,106	885			
砂 糖						

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 土 曜 日 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増 基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 7 円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 50 銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。